

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）の見直し		
税 目	租税特別措置法 66 の 4、68 の 88 租税特別措置法施行令 39 の 12、39 の 112 租税特別措置法施行規則 22 の 10、22 の 74、22 の 75 等		
要 望 の 内 容	国際的な指標となっているOECD移転価格ガイドラインの改定に伴い、納税者の実態・実情を踏まえた、納税者の理解・納得の得られる移転価格税制の見直しを行う。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	- 百万円 （ - 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 国際的な指標となっているOECD移転価格ガイドラインの改定に伴い、納税者の実態・実情を踏まえた、納税者の理解・納得の得られる移転価格税制の見直しを行うことによるわが国企業の海外展開の円滑化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 今般、国際的な指標となっているOECDガイドラインが改定されたことに伴いわが国の移転価格税制を見直すにあたって、納税者の理解・納得の得られる見直しを行うことが必要。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済政策 12 貿易投資促進
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	我が国企業の健全な海外展開の促進・円滑化
		政策目標の達成状況	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
要望の措置の妥当性			

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成19年度税制改正において、相互協議中の納税猶予制度及び当該期間における延滞税の免除制度の創設、平成20年度税制改正において、地方税で同様の措置を手当するとともに、同制度の実効性確保のために法人が相互協議の申立てをした場合等に、国から地方公共団体へ通知する制度を整備。</p>	